

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月3日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社インフィニティ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5208-4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 山田 和広
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社インフィニティ (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社インフィニティをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マネースクウェアHDをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年9月8日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に修正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
- 3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

(前略)

また、山本久敏氏は、株式会社みずほ銀行からの借入に対し、自らの所有する対象者株式200,000株を担保に差し入れております。また、相葉斉氏は、同行からの借入に対し、自らの所有する対象者株式100,000株を担保に差し入れております。なお、これらの借入の返済期限は、いずれも平成28年9月30日であるところ、当該返済期限において当該借入の全部又は一部につき再借入又は借換が行われ、それに伴い上記の各担保差入れ状況に変更が生じる可能性があります。また、山本久敏氏及び相葉斉氏は、本株式併合の効力発生日までに、それぞれ当該担保を解消することを予定しております。

(訂正後)

(前略)

また、山本久敏氏は、その所有する対象者株式200,000株を担保に差し入れていた株式会社みずほ銀行からの借入の全額について、株式会社三井住友銀行からの借入により、平成28年9月30日付で借換を行っており、当該借入のために、(a)自らの所有する対象者株式200,000株、及び(b)本株式併合が行われる場合に、山本久敏氏が対象者に対して取得することとなる端数株式売却代金債権を、株式会社三井住友銀行に対して担保として差し入れております。同様に、相葉斉氏も、その所有する対象者株式100,000株を担保に差し入れていた株式会社みずほ銀行からの借入の全額について、株式会社三井住友銀行からの借入により、平成28年9月30日付で借換を行っており、当該借入のために、(c)自らの所有する対象者株式100,000株、及び(d)本株式併合が行われる場合に、相葉斉氏が対象者に対して取得する端数株式売却代金債権を株式会社三井住友銀行に対して担保として差し入れております。なお、上記(a)及び(c)の対象者株式に係る担保権は、本株式併合が行われる場合には、いずれも、その効力発生をもって消滅することが合意されております。